Bulletin of the Hokkai-Gakuen University Library

図書館だより

3
vol.36

北海学園大学附属図書館報　第 36 巻 3 号（通巻 209 号）　2014-12-1

考えよう 原発問題！
素人と専門家の間
経済学部教授 小坂直人

自衛隊は海外で戦争するのか？
憲法解釈の変更による「集団的自衛権行使の容認」は許されるか
元法務研究科教授 小野善康

アルバイトーク
佐々木勝也

中井龍のてなもんや中国留学記

私が薦めるこの1冊
経営学部教授 高木裕之
工学部教授 大西真一

©コブタプロ

素人と専門家の間

文＝小坂直人
（こさか なおと／経済学部教授）

東日本大震災と福島原発事故から既に３年が過ぎた。オリンピック招致に障害となってはならないとする意図から発せられた「放射能は完全にコントロールされている」という発言とは裏腹に、汚染水処理、除染と除染処理物の中間貯蔵施設等、当面の課題だけでも難航しているのは国民のだれもが知るところである。まして、廃炉や使用済み燃料の最終処理と福島県の根本的復興など、出口の見えない課題が控えていることも明らかである。

そんな矢先、関西電力大飯原発３、４号機運転差し止め訴訟において示された福井地裁判決（2014.5.21）は、原発の再稼働に躍起となっている「原子力ムラ」の住人達にとって、迷惑この上ないものであった。判決の核心は次のとおりである。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条１項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分より劣位におかれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く可能性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。」

この判決が「脱原発派」に大いに歓迎されたのは当然として、「推進派」の反論が興味深い。この判決が地裁段階のものであり、上級審に行けば逆転できる、と当座は無視・静観するという態度もあるが、一番留意すべきなのは、「専門家的」発言である。「原子力技術に基づく判断を素人の代表である裁判官に委ねてよいか」、「原子力には原子炉規制法が適用され、これに基づいて安全性が担保される」、といった発言である。要は、原子力はその専門家の知識と技術を体現した原子炉規制法等に基づいて規制管理されているのであるから、この分野の素人である裁判官はその中身に関わる判断はできない。できるのは、規制法に基づく対応がなされているかどうかという対応手続の瑕疵についてである。福井地裁のようにこれを越えて、人格権から直接原子力の是非を判断するのは「越権」行為である、とするのである。

裁判官が原子力の「素人」であるならば、われわれ一般市民は「ど素人」ということになるが、そのような市民は原子力の是非を論じてはいけない、ということになるのであろうか。上記の反論は「論理的」にはそのような帰結になっている。核廃棄物等の処分場については、地元（素人）の意向によるのではなく、政府（専門家）が「責任」をもって選定するという発想も同根であろう。さて、みなさんはどう考えますか？

私が薦めるこの１冊

ジェイコブ・ゴールデンバーグ、ドリュー・ボイド著

『インサイドボックス　究極の創造的思考法』

（文芸春秋刊、2014 年）

文＝**高 木 裕 之**

（たかぎ ひろゆき／経営学部教授）

最近、書店の棚には本の帯に文章のワンフレーズを載せている書籍が多くなっている。購買意欲を高める手法のようであるが、御多分に漏れず、目に留まったのが本書の帯の一文（「制約の中にこそ答えはある」）であった。学生時代はゼミナールなどで、社会に出れば上司などから創造的発想が暗に陽に求められるが、創造的発想なるものの方法についてはあまり体系だって示されてきたようには思わない。

本書では創造的発想の多くがアウトサイド（枠の外で考える）からではなく、与えられた空間・条件の中（インサイド）に存在していることが力説され、そのための方法として「引き算」「分割」、「掛け算」、「一石二鳥」及び「関数」という５つのテクニックが豊富な事例で示されている。５つのテクニックに「加算」がない理由とか、温度によって色の変わる哺乳瓶の話など面白いし、「機能は形式にしたがう」という指摘が何度となく出てくるが、思考の逆転の必要を意識させてくれる。豊富な事例は雑学にもなるし、どの章からでも読めるので、まとまった時間がとれない人におすすめの本である。

本書をめくると、懐かしいナイン・ドット・パズル（日本では『頭の体操』などで紹介された）を目にする。インサイドボックスと対照されるアウトサイドボックスの好例として挙げられているが、このパズルがインサイドボックスで解決できるのかとワクワクしながら読んだ次第である。

私が薦めるこの１冊

アミール・D・アクゼル著

『天才数学者列伝』

（ソフトバンク・クリエイティブ社、2012 年）

文＝**大 西 真 一**

（おおにし しんいち／工学部教授）

私は本学で情報工学関連と数学の講義を持っている。その中でも応用数学Ｉは工学的応用に欠かせないラプラス変換とフーリエ解析を扱う。ラプラスとフーリエはともに 18-19 世紀のフランスの数学者の名前である。偉大な二人ではあるが、学生にとっては必ずしもそうではないようで、あるとき、数学の苦手な学生の「ラプラスとフーリエなんて居なければよかったのに」というつぶやきを聞いて苦笑したことがある。

この本は、数学史に燦然と輝く天才数学者たちの数奇な生涯と業績を、軽やかなタッチで綴っているドキュメントである。彼らは何を考え、どんな人生を歩んできたのか。時代に翻弄されながらも偉業を達成した天才たちの物語は、ギリシャから始まり東洋、ルネサンス、近代ヨーロッパへと続いていく。その中には当然ラプラスとフーリエの二人も含まれるし、他に文系学生にもなじみであろう（と信じる）ピタゴラス、ガリレオ、ニュートン、天才中の天才ガウス、盲目のオイラー、近年話題だったフェルマーなども登場する。

この本を読み終える頃には、ラプラスやフーリエは宇宙人でもモンスター（ラプラスという名のポケモンが結構有名らしいが）でもなく、一人の人間であることがわかるだろう。そして、その偉大な業績の裏にあった人間らしい逸話を知ったなら、数学嫌いの学生でも「ラプラスとフーリエが居てくれてよかった」と思えるようになるのではないかと期待してしまう。

憲法解釈の変更による「集団的自衛権行使の容認」は許されるか

文＝小野善康
（おの よしやす／元本学法務研究科教授［憲法学1］）

日本国憲法は、前文において、世界のすべての人が「平和のうちに生存する権利」を有すると宣言し、第９条第２項において「戦力」を保持しないと規定している。

しかし、この憲法の下で、現実には自衛隊が存在している。第９条と自衛隊という、ほんらい相容れない両者を共存させてきた論理（憲法解釈）が、“自衛隊は第９条が禁止する戦力ではなく自衛権に基づく必要最小限度の実力（自衛力）である”、“自衛隊の活動は自衛権（個別的自衛権）の行使に限定される”という歴代の政府の憲法解釈論である。

７月１日の閣議決定（憲法解釈の変更による「集団的自衛権行使の容認」）によって、何が、どのように変わるのか、この度の憲法解釈の変更がなぜ大きな憲法問題であるのか。これらの問題について、質問（Q）と答（A）の形式で閣議決定文書（７月２日付新聞参照）を解説してみたい。

Q：集団的自衛権の問題に入る前に、自衛権についてお聞きしたい。自衛権という言葉は憲法の条文にはないが、憲法解釈において、自衛権という言葉は重要なんですか。

A：憲法第９条は戦力の保持を禁止しています。それで、多くの憲法学者は自衛隊はその実態からみて憲法第９条が禁止する戦力に該当するから、自衛隊は違憲であるという解釈を採っています(注1)。しかし、歴代の政府は自衛権（個別的自衛権）(注2)を根拠にして自衛隊は合憲であるとしているのです。このため、第９条の解釈において自衛権は非常に重要な概念なのです。

歴代の政府の自衛隊合憲論は次のようなものです。国際法上どの国も自衛権（個別的自衛権）を有しているから、日本国憲法のもとにおいても自衛権（個別的自衛権）は認められている。自衛権（個別的自衛権）が認められている以上、この権利を行使するための必要最小限度の実力を保持することは憲法上許される。自衛隊は、憲法が禁止している「戦力」ではなく、「自衛のための必要最小限度の実力」（自衛力）である。歴代の政府は、このようにわが国が自衛権（個別的自衛権）を有することを根拠にして自衛隊は合憲であるとしているのです(注3)。

自衛隊が自衛権（個別的自衛権）を行使するための組織であるということは、自衛隊の活動は「自衛権（個別的自衛権）の行使に限られる」という制約をもっていることを意味しています。歴代の政府は、自衛隊の活動には、憲法上の制約があるとしていますが、とくに重要なのが次の２つの制約です。１つは、自衛権の発動（武力の行使）は、わが国に対する武力攻撃が発生した場合にのみ許容されるという制約、もう１つは、海外での武力行使は許されないという制約です(注4)。

Q：集団的自衛権とはどのような権利なのですか。

A：国際連合憲章51条は、加盟国は個別的自衛権と集団的自衛権を有していると規定しています。集団的自衛権は、一般に、「他国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」とされています。

集団的自衛権が行使された例を挙げてみましょう。当事国が集団的自衛権の行使であるとして軍事力を行使した例として、ベトナム戦争におけるアメリカの武力行使（1965年）、ソ連によるアフガニスタン侵攻（1979年）、湾岸戦争における多国籍軍の武力行使（1991年）、9･11事件後のアフガニスタンに対するNATO諸国の武力行使（2001年）があります。

これらの例を見れば分かるように、集団的自衛権の行使は、自国防衛のための武力行使ではないのです。

Q：政府は、これまで、集団的自衛権についてどのように考えていたのですか。

A：歴代の内閣は、わが国は、国際法上は集団的自衛

権を有しているが、日本国憲法は集団的自衛権の行使を許容していないと言っています。

1972年10月14日の政府（田中角栄内閣）見解は、集団的自衛権について、「わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と言っています(注5)。

Q：この度の閣議決定で最も重要なことは集団的自衛権に関する従来の政府見解を変更したことだと言われています。安倍内閣はどのような憲法解釈の変更をおこなったのですか。

A：閣議決定文書は、「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」に関する憲法解釈の変更について、次のように言っています。

これまで政府は、日本国憲法の下で「武力の行使が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」としてきたが、この憲法解釈を変更する。

今後は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、…自衛のための措置として憲法上許容されると考えるべきである」。

「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある」（①②③および下線は私が付加した）

この度の閣議決定文書で最も重要な部分は上記の部分です。

この閣議決定文書は、上記の①②③の要件を満たす場合は、武力行使が許されるとしましたから、上記の①②③の要件が武力行使の「新3要件」といえます。従来の3要件（（ⅰ）わが国に対する急迫不正の侵害があること、（ⅱ）これを排除するために他の適当な手段がないこと、（ⅲ）必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）を変更したわけですが、重要なのは、旧（ⅰ）の要件を①の要件に変更したことです。

この文書は、集団的自衛権の行使が許容されるのは、他の国に対する攻撃によって、「我が国の存立が脅かされ」、かつ、「国民の生命、自由」等の権利が「根底から覆される明白な危険がある場合」に限られる、と読めます。このように読めば、集団的自衛権が行使されるのは、日本の近くにいる米軍艦船が攻撃を受けるというようなきわめて例外的な場合だけであるということになります。

しかし、この閣議決定文書は、集団的自衛権の行使を幅広く認めていると読むことも可能なのです。国際法学者の山形英郎教授は、この文書について、次のような読み方（解釈）も可能だとしています(注6)。

この文書の「国民」には在外日本国民も含まれる。政府が作成し公表した「集団的自衛権などに関する想定問答」(注7)によれば、「国家と国民は表裏一体のもの」であるとされ、また、「我が国の存立が脅かされ」ることと「国民の生命、自由」等が覆されることとは、「加重要件ではない」とされている。それゆえ、在外日本国民が武力攻撃にさらされる場合、日本政府は、それを日本国に対する武力攻撃と同視して、日本国に対する武力攻撃がなくても、自衛の行動をとりうることになる。

今日、日本国民は世界中どこの国にも住んでいる。仮に、日本国民が住んでいる国に隣国が武力攻撃をした場合、その日本人の生命等の権利が根底から覆される明白な危険があることになり、集団的自衛権の行使が憲法上許容されることになる。山形教授はこのように言っています。

この閣議決定文書は、“限定的な”集団的自衛権の行使を認めたものにすぎないという見方があります。私もそうであって欲しいと思っています。しかし、重要なことは、この文書は自衛隊の武力行使について明確な「歯止め」を設けていないということです。したがって、山形教授の言うように、将来、在外日本国民の保護を名目として、自衛隊が海外で武力行使するというような事態が生じる恐れは十分にあります。

従来は、わが国に対する武力攻撃が発生した場合にのみ自衛隊の武力行使が可能であるという「歯止め」があり、自衛隊の海外での武力行使は許されない、とされていました。この度の憲法解釈変更の最大の意味は、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合」にのみ自衛隊の武力行使が可能であるという「歯止め」を取り払い、自衛隊の海外での武力行使を可能にしたことにあるといえます。

Q：集団的自衛権行使の容認によって、今後、自衛隊の活動はどのように変化するのでしょうか。

A：これまでは、自衛隊を海外に派遣するときにはそのつど法律を制定してきました（たとえば、2001年の9・11同時多発テロ事件の後にテロ対策特別措置法を制定して自衛隊の艦船をイン

ド洋に派遣したように)。しかし、今後は、自衛隊法を改正して、自衛隊の海外活動に関する規定を設けることによって、自衛隊が海外で活動することができるようになります。

Q：この度の憲法解釈の変更は閣議決定で行ないました。自衛隊を海外に派遣して戦闘行為を行なえるようにしたいのであれば、憲法改正をするのが基本だと思うのですが。

A：憲法研究者としては、その点を一番問題にしたいところです。第９条の解釈として、集団的自衛権の行使まで認めることは無理で、そのような解釈をしたら憲法によって政府の行動を縛るという憲法の精神（立憲主義）が損なわれてしまうという問題があります。

　質問から外れますが、今度の閣議決定で考えさせられたのは「国民主権」の重要性です。閣議決定で集団的自衛権の問題がすっかり終わってしまったわけではありません。政府は、今後、自衛隊法の改正や諸々の法律を制定しなければ、集団的自衛権の問題は先に進みません。国民はそれを阻止することができます。安倍内閣の閣議決定を「容認」するのか、それとも、「こんな内閣は支持できないから早く辞めてくれ」と声をあげるか、今、主権者である国民に問われていると思います。

（注１）「戦力」とは、外国の攻撃に対して実力をもってこれに対抗し、国土を防衛することを目的として設けられた、人的・物的手段の組織体（実力部隊）といえます。憲法学の通説は、現在の自衛隊は、その人員・装備の実態に即して判断すると、９条２項の「戦力」に該当し、違憲であるとしています（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第５版』（岩波書店）60 頁以下を参照）。

（注２）集団的自衛権が問題になる以前は、国会における議員の質問や政府の答弁等において、「自衛権」といえば当然に個別的自衛権を意味していました。この文においては、正確な理解のために、「自衛権」が「個別的自衛権」の意味で用いられている場合には、「自衛権（個別的自衛権）」と表記します。

（注３）元内閣法制局長官の阪田雅裕氏は、自衛隊が自衛権（個別的自衛権）にもとづく合憲な存在であることを次のように説明しています。

　「国民の生命、財産が外部からの武力攻撃によって危険にさらされる状況に立ち至った時に、指をくわえて見ていることは、やはり主権国家として、許されないだろうと思います。……９条がそういう意味での自衛権まで放棄したとはとても思えないというのが政府の考え方です」（大意）（阪田「集団的自衛権の行使はなぜ許されないのか」浦田一郎ほか『ハンドブック　集団的自衛権』（岩波ブックレット）50 頁）

（注４）自衛隊の憲法上の制約として、もうひとつ挙げれば、自衛隊の装備の制約が重要です。歴代の政府は、自衛隊の装備は、「自衛のため必要最小限度のもの」でなければならないから、攻撃的兵器を保有することは憲法上許されないとして、例えば、攻撃型空母を保有することは許されないとしています。

　自衛隊の活動の限界（自衛権の限界）について、前掲・芦部（高橋補訂）『憲法・第５版』63 頁以下を参照されたい。

（注５）集団的自衛権に関する従来の政府の解釈として、1972 年 10 月 14 日の政府見解が重要です。この政府見解について、詳しくは、豊下楢彦『集団的自衛権とは何か』（岩波新書）５頁以下を参照されたい。

（注６）以下は、山形「必要最小限度の限定的な集団的自衛権論」法律時報 86 巻 10 号（2014 年）67 頁―69 頁による。

（注７）政府は、７月１日の集団的自衛権に関する閣議決定に先立って、「集団的自衛権などに関する想定問答」を作成し公表した（６月 28 日付け朝日新聞に全文が掲載）。「想定問答」には、次の問答があります。

「問７：『国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険』は、『我が国の存立が脅かされ』といかなる関係にあるのか」「答：国家と国民は表裏一体のものであり、我が国の存立が脅かされるということの実質を、国民に着目して記述したもの（加重要件ではない）」

　この問答について、一言コメントしておきたい。「国家と国民は表裏一体のものであ（る）」ことを強調することは、山形教授が言うように、在外日本国民の生命等が脅かされる場合には、日本政府は、それを日本国に対する武力攻撃と同視して、武力行使することができるという論理につながります。

　「加重要件ではない」との括弧書きは適切ではない。閣議決定文書は「我が国の存立が脅かされ」の要件と「国民の生命…」の要件の２つの要件がともに満たされる場合に「自衛のための措置」をとることが許容されると読むのが自然です。「加重要件」という意味のよく分からない（国語辞典や法律関係の辞典に載っていない）言葉を用いるべきではなかった。

（図書館のＫ氏に集団的自衛権についての原稿を依頼され、質問を書いていただくことを、いわば条件に、お引き受けした。Ｋ氏が作ってくださった質問はこの原稿を書く際に大変役に立ちました。Ｋ氏にはお礼を申し上げます。）

中井龍の てなもんや中国留学記

文＝中　井　　龍
（なかい りょう／図書館職員）

私は高校の頃から、大学進学した際は中国語を勉強しようと心に決めていました。カリキュラムとして短期留学してからは、中国長期留学の機会をずっと探していました。2009 年 2 月、中国政府の留学生として選ばれたことを北海商科大学の西川先生、蘇林先生より伝えられた時は、天にも昇る気持ちになりました。（自分は龍なんで、時々天に昇ります。笑）

2009 年 9 月から中国留学。3 年間で 2 カ所の大学に通学。1 年目は北京にある北京語言大学、2 年目からは山東省の省都、済南にある山東大学。北京語言大学の学生数は約 5 万人。ちょっとした地方都市の人口並みの生徒数。うち日本人学生は 1 千人程度。山東大学の学生数は 8 万人で北京語言大学より多いが、日本人学生数は当時で、20 名。基本的に入学手続きは、Do it yourself. 案内はなし。お金に余裕のある日本人留学生（年配の方がほとんど）や交換留学の某私立大学の学生たちは大学、あるいは、留学代行会社が手配した人たちと共に談笑しながら手続きを行っていましたが、自分は金無い、知り合い無い、大して中国語しゃべれない、の無い無い尽くしで自分だけが頼り。自分で教務課の事務室に行き、職員にあごで指示され、そのあごの先に行く。指示もコロコロ変わり困惑。Windows95 並の頭をフル回転させて（たまにフリーズ）聞き取り、自分で考え手続きを行いました。最初は辛かったが慣れると、他の不慣れな留学生の手伝いもできるようになりました。

私にとって思い出深いのが北京語言大学の宿舎で、建物は山東大学の寮よりも古く（つまりボロい）、二人部屋でトイレ、シャワーは共同。（トイレ、シャワーのドアは壊れていたというか無かった。）エレベーターはあるが、夏になると頻繁に停電し、使えなくなるため 13 階の部屋まで階段。また、自由すぎるが故、キューバやメキシコの留学生が休日になると、狭いベランダを占領してバーベキューパーティ（？）をしており、廊下中煙だらけで火災警報機がなることも度々。周りの友達は私の宿舎のことをスラムやプリズンと冗談で馬鹿にしていましたが、私にとってはかけがえのない友人を見つけることができた懐かしい宿舎です。

両大学には世界中の留学生が留学しており、その国々の歴史や文化を現地に行かなくても知ることができたのは大変有意義でしたし、面白かった。授業も、積極的に発言をしていかなければついていくことができないくらい白熱することもあるため、最初は周りの学生のレベルの高さに圧倒され、萎縮しました。次第に語学力向上も大切だが、自分の意見をはっきり述べることはもっと大切だということに気がつき、必死に周りの学生に食らいつこうとトライしました。そして、愉快な留学生活に変わりました。ハプニングもまた、愉快なり。

学外ではアメリカや中国の友人と共に、孤児院でボランティア活動に参加しました。私がボランティアとして訪問した孤児院は、キリスト教系の民間の孤児院で、寄付によって運営されており、主に先天的な病気を患っている子供たちが多かったです。日本人や外国人の留学生が孤児院に来るのが珍しいらしく、よく子供たちに日本や外国の質問をされたり、歌を歌ってくれとせがまれたりしました。無邪気な顔で笑いながら私を「小日本」と呼ぶので複雑な気持ちになりました。

旅行にもよく行きました、敦煌の莫高窟と天の川の美しさは忘れられないです。また行きたいです。旅行自体はとても楽しかったのですが、お金に余裕が無かったため、常に移動はバスか列車でした。日本の列車やバスは綺麗で快適ですが、中国では金のない人間の移動には快適･清潔は無縁。エコノミー症候群になるのではないかと思うくらい狭いバスや列車（硬座）に 24 時間乗って移動することも珍しくありません。しんどいですが、視点を変えると超面白い。ただ気を抜く所と引き締める所は選んだ方が良い。気を抜くとスリやぼったくりに遭うこともあります。（つり革につかまっている間に自分が腕にはめていた腕時計を盗まれたのには驚いた。全く気づかなかった。スキル超高し）。

この三年間の留学は非常にハードで辛いことも多々あったが、中国のことを嫌いになることもなかったし、中国人が嫌いになることも無かった。どの民族が一番なんてことはないし、どこにいってもいい人、悪い人はいる。国に正義なんぞない。歴史観は立ち位置によってコロコロ変わる。どこにもあるのは人としての良心。○○人という先入観判断するのではなく、個人として判断することが大切だと思っています。……そして……中国語は面白いですよ。興味のある方は是非トライしてみてください。今後、北海学園の職員として、中国との接点を持ちつつ、いろいろな地球人と交流し、様々な分野の知識を学び、「お互いさん」で生きていきたいです。

アルバイトーク「分け入っても分け入っても青い山」

文＝佐々木　勝也（ささき かつや／大学院法学研究科修士課程２年）

こんにちは、大学院法学研究科修士課程２年の佐々木です。この度、この様な機会を頂きましたので、恐縮ではありますが、本稿をご覧になる学部生の方々に向けて私なりの読書のすすめについて書かせていただこうと思います。

皆さんが本に求めるものはその目的によって様々だと思います。知識を増やしたいためだとか小説を楽しみたいだとかが一般的でしょう。しかし、そういったことは皆さんが社会に出た後でもいくらでもできることだと思います。大学生である時期は、恐らく人生の中で一番自由な時間が多いときだと思います。そして、その時間を使ってでしかできないことをしてほしいです。その一つとして私がお勧めしたいのは、何百年も昔に書かれた本を読んでみるということ、特に難解で一読しても意味が分からないような本です。何故なら、まず良書に触れること自体に意義があります。古い本は今残っているという事自体良書の可能性が高い事を示しています。そして、分からなかったという経験にも意義があると思います。難解な本の中には全く意味が分からないものもあると思います。それでも一度通読してみると雰囲気は伝わってきます。そういった経験が貴重だと思います。皆さんが普段手にする刊行物は「分かり易さ」が重要であり、読めばわかるように工夫を凝らしたものです。そうでない本に大学時代に出会ってみましょう。これからの長い人生で、見えないところできっと財産になっているはずです。

図書館からのお知らせ

●長期貸出

冬季休業

実施期間：平成 26 年 12 月 8 日～ 12 月 26 日
返却期限日：平成 27 年 1 月 13 日

春季休業

実施期間：平成 27 年 1 月 16 日～ 3 月 23 日
返却期限日：卒業生 3 月 20 日、OB・科目等履修生・研究生 3 月 31 日
一般学生 4 月 6 日

●日曜特別開館（豊平校舎図書館のみ）

平成 27 年 1 月 25 日 10：00 ～ 20：00

●日曜・祝日以外の閉館日

冬季休業：平成 26 年 12 月 27 日～平成 27 年 1 月 7 日
センター試験：平成 27 年 1 月 17 日
入学試験：平成 27 年 2 月 7 日～ 2 月 12 日
蔵書整理：平成 27 年 2 月 18 日～ 2 月 20 日

編集後記

●雪の降り始めは、いつも憂鬱になります。寒い朝、数カ月に及ぶ積雪、吹き付ける風雪…。なんて、悪いことばかりじゃない。寒いと温かいものが美味しいですよね。鍋、おでん、シチューもいいな。長くて静かな夜は、読書をするのによい環境ですし。

●衆議院選挙が実施されます。今回の選挙では消費税の他にも、今号の記事で取り上げられている原発や集団的自衛権など様々な問題が争点となります。棄権は白紙の委任状と同じこと。賛成・反対に関わらず、必ず選挙で自分の意思を表明しましょう。

●今回も、ご多忙の中、執筆いただいた方々にお礼申し上げます。ありがとうございました。

皆さまからの、本冊子に対するご感想を下記のアドレス宛にお寄せください。今後の内容充実のために活用させていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見・ご感想についての回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

☞ **lib@tyhr.hokkai-s-u.ac.jp**

北海学園大学附属図書館報　図書館だより 第 36 巻 3 号（通巻 209 号）

本館　〒062–8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号　TEL (011) 841–1161
工学部図書室　〒064–0926 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号
印刷所：(株) アイワード